

## GAMUDA 【S1200】

(Gamuda Berhad)

を保有されている投資家の皆様へ

ー有償割当<ワラント行使価格等>のお知らせー

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、GAMUDA の有償割当につきまして、現地保管機関よりワラント行使価格等の通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照)

しかしながら、お客様が弊社を通じて権利行使(払込)をし、新株式を取得頂く事は出来ません。また、割当てられる権利については市場売却の上、その売却代金を円貨にてお客様の口座にお支払する予定です。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

### 記

1. 現地権利落日 : 未定
2. 割当内容 : ・ 権利付残高 6 株につき 1 権利の割当  
・ 1 権利につき Gamuda Berhad ワラント 1 ワラントを有償で取得可  
・ 権利行使価格(払込価格) : 0.25 マレーシアリングット/1 ワラント
3. ワラントの内容 : ・ 行使期間 : 発行日より 5 年間  
・ 行使条件 : 1 ワラントにつき、1 新株の交付  
・ 行使価格 : **4.05 マレーシアリングット**  
(前回通知 : 未定)
4. 主な実施要件 : **2015 年 12 月 7 日**開催の株主総会における承認・可決  
(前回通知 : 未定)  
**⇒承認・可決されました。**
5. 弊社取扱 : お客様が弊社を通じて権利行使(払込)をし、新株式を取得頂く事は出来ません。また、割当てられる権利については市場売却の上、その売却代金を円貨にてお客様の口座にお支払する予定です。ただし、市況等により権利を売却できない場合は、割当てられる権利は失権します。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。  
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上